

## 特定随意契約による役務の調達について

平成31年2月10日

公益財団法人愛媛県動物園協会

(公財)愛媛県動物園協会が実施する特定随意契約の内容等を次のとおり公表する。

### 1 随意契約する内容

- (1) ①調達役務 駐車料金徴収他業務委託契約  
②役務の内容 駐車料金徴収所での料金徴収、来場者が多いときの駐車券配付などを実施する。  
③実施場所 総合運動公園内駐車料金徴収所及び公園内外駐車場  
④契約書 下段に添付①
- (2) ①調達役務 園内自動販売機の管理他業務委託契約  
②役務の内容 園内設置の餌自動販売機の餌補充などの管理他を実施する。  
③実施場所 愛媛県立とべ動物園内  
④契約書 下段に添付①
- (3) ①調達役務 送迎バス運行管理業務委託契約  
②役務の内容 東駐車場使用時に動物園来園者を園下まで動物園協会使用のバスで送迎する。運行するバスの日常点検管理をする。  
通常、日祭日は2台運行(閑散期は1台)、土曜は1台運行とし、必要人員を手配する。  
③実施場所 動物園内及び多客時は、公園外の臨時駐車場  
④契約書 下段に添付②

### 2 契約期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日

### 3 契約相手方の選定基準

高齢者等の雇用の安定等に関する法律により規定されているシルバー人材センターで、県内に所在する団体であること。

### 4 契約相手方の決定

予定価格以下で最低の見積をした者を契約相手方とする。

### 5 見積書の提出期限及び提出先等

#### (1) 提出期限

平成31年 3月15日(金)

#### (2) 提出先

公益財団法人愛媛県動物園協会 電話：089-962-6000

#### (3) 見積方法

随意契約する内容ごとに条件や期間等を基にして消費税込みで見積もること。

#### (4) その他

記載のない事項は、(公財)愛媛県動物園協会会計規程の規定によるものとし、不明な点は末尾記載のあて先に問い合わせること。

〒791-2117 伊予郡砥部町上原町 240 (公財)愛媛県動物園協会  
TEL (089) 962-6000 FAX (089) 962-6194

# 業 務 委 託 契 約 書①（案）

平成 年 月 日

甲 伊予郡砥部町上原町240  
公益財団法人愛媛県動物園協会  
理事長 佐伯 要

乙

公益財団法人愛媛県動物園協会（以下「甲」という。）と、（以下「乙」という。）は、別紙業務内容書に記載した業務（以下「業務」という。）の委託について、次のとおり委託契約を締結する。

（主記）

第1条 甲は、業務を乙に委託して乙はこれを受託するものとする。

2 乙は、甲の指示に従い、かつ、法令等に基づいて業務を実施するものとする。

（委託期間）

第2条 委託の期間は、平成31年4月1日から平成32年3月31日までとする。

（委託料）

第3条 委託料は、別紙業務内容書に定めるとおりとする。ただし、乙が契約期間中に全業務を実施しなかった場合においては、甲は委託料の全部又は一部を支払わないことができる。

2 乙は、甲の業務完了確認後委託料の請求をするものとし、甲は、請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

（業務中の事故）

第4条 業務の従事者に係る業務中の事故については、乙の責任において処理する。

（損害賠償責任）

第5条 甲及び乙は、それぞれの責めに帰すべき事由により相手方に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(報告)

第6条 乙は、甲の委託業務の処理状況について、報告書の提出を求められたときは、速やかに報告書を作成し、提出しなければならない。

(契約解除)

第7条 契約期間中であっても、次の各号に掲げる事由のある場合は、甲は契約の全部または一部を解除することができる。

- (1) 甲が契約解除を申し出たとき。
- (2) 乙が契約に違反し、甲が契約継続を適当でないと認めたとき。
- (3) 乙に犯罪行為があったとき。

(定めのない事項の処理)

第8条 この契約に定めるもののほか、この契約に関し、疑義を生じた場合は、甲・乙 双方協議のうえ処理するものとする。

(契約履行の原則)

第9条 甲及び乙は、信義、誠実をもってこの契約を忠実に履行しなければならない。

以上、本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ各自1通を  
保有するものとする。

# 【 業 務 内 容 書 】

## 1, 駐車場整理補助

- |                |               |
|----------------|---------------|
| (1) 業務内容       | 公園内繁忙時の交通整理補助 |
| (2) 業務時間及び従事人数 | 甲が指定する時間及び人員  |
| (3) 業務場所       | 愛媛県総合運動公園他    |
| (4) 委託料        | 別表のとおり        |

## 2, 駐車料金徴収

- |                |                   |
|----------------|-------------------|
| (1) 業務内容       | 駐車料金徴収及び駐車場整理券配布等 |
| (2) 業務時間及び従事人数 | 甲が指定する時間及び人員      |
| (3) 業務場所       | 駐車場料金所（東西2カ所）     |
| (4) 委託料        | 別表のとおり            |

## 3, 自動販売機管理

- |                  |                             |
|------------------|-----------------------------|
| (1) 業務内容         | 園内自動販売機の管理および餌やりイベント業務      |
| (2) 業務時間及び従事人数   | 午前8時30分から午後5時までの間で、甲が指定する人員 |
| (3) 業務場所         | とべ動物園内                      |
| (4) 委託料（1日当たり料金） | 円（消費税および地方消費税込み）            |

別表 1名1時間当たりの単価（消費税及び地方消費税込）

時間	補助 9:00～17:00 徴収 8:30～21:30	22:00～5:00	左記以外の時間
1, 駐車場整理補助	円	円	円
2, 駐車料金徴収	円	円	円

委託料は、単価区分ごとに総合計時間に乗じた額とする。ただし、単価区分ごとに1円未満の端数が生じた場合は四捨五入する。

## 送迎バス運行管理業務委託契約書②（案）

公益財団法人愛媛県動物園協会（以下「甲」という。）と、砥部町シルバー人材センター（以下「乙」という。）は、送迎バスの運行管理業務（以下「業務」という。）について、次のとおり契約を締結する。

（主記）

第1条 甲は、業務を乙に委託して乙はこれを受託するものとする。

2 乙は、甲の指示に従い、かつ、法令等に基づいて業務を実施するものとする。

（委託期間）

第2条 委託の期間は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までとする。

（委託料）

第3条 委託料は、 円（消費税及び地方消費税  円込）とする。

ただし、乙が契約期間中に全業務を実施しなかった場合においては、甲は委託料の全部または一部を支払わないことができる。

2 乙は、毎月、甲の業務完了確認後委託料の請求をするものとし、甲は、請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。この場合の委託料の月額額は  円とする。

3 バスの運行回数等が、見込よりも大幅に増えた場合や、雨天等により大幅に減った場合は、協議して委託料を変更することがある。

（車輛の整備・保険加入）

第4条 甲は、良好な状態で運行ができるように車輛を整備管理する。

2 乙は、甲の指定する車輛整備管理士の指示のもと、車輛の日常整備・安全点検及び清掃を行う。

3 車輛運行に必要な自動車損害賠償保険及び任意賠償保険は甲が加入負担する。

（上乗せ保険）

第5条 乙は、前条で規定する保険で対応できない部分の補足用として、損害賠償保険に加入する。

2 乙は、運転者自身の事故補償対応用に損害賠償保険に加入する。

（業務中の事故）

第6条 業務の従事者にかかる業務中の事故については、甲乙協議のうえ誠意を持って処理する。

（損害賠償責任）

第7条 甲及び乙は、それぞれの責めに帰すべき事由により相手方に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

（報告）

第8条 乙は、甲の委託業務の処理状況について、報告書の提出を求められたときは、速やかに報告書を作成し、提出しなければならない。

(契約解除)

第9条 契約期間中であっても、次の各号に掲げる事由のあるときは、甲は契約の全部または一部を解除することができる。

- (1) 甲が契約解除を申し出たとき。
- (2) 乙が契約に違反し、甲が契約継続を適当でないと認めたとき。
- (3) 乙に犯罪行為があったとき。

(定めのない事項の処理)

第10条 本契約書に記載のない事項につき、疑義を生じた場合は、甲乙協議のうえ解決するものとする。

以上、この契約の締結を証するため、本書2通を作成し双方記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

伊予郡砥部町上原町240番地  
甲 公益財団法人 愛媛県動物園協会  
理 事 長 佐 伯 要

乙

## 業 務 内 容 書

### (1) 業務内容

送迎バス運転業務

### (2) 運行台数と従事人数

東駐車場使用時の動物園来園者の送迎

原則、日祭日は、2台運行（閑散期は1台）、土曜は1台運行とし、これに必要な人員を乙が手配する。乙は、勤務する職員の一覧表をあらかじめ甲に提出する。

運行の予定表は、甲が毎月作成し乙に送付する。

乙は勤務する職員の予定表を毎月提出する。

### (3) 業務場所

愛媛県総合運動公園内での駐車場間連絡。甲の指示により公園外でも運行することがある。

### (4) その他

ゴールデンウィークや夜の動物園開催時などでバス利用者が多いときは、乗降場で利用者の整理を実施する。  
バス車庫や運転手の控え室の清掃を行う。

別紙様式（第8条関係）

# 業 務 完 了 報 告 書

平成 年 月 日

公益財団法人 愛媛県動物園協会

理事長 佐伯 要 様

住 所

会社名

代表者名

平成 年 月の業務を完了しましたので、愛媛県立  
とべ動物園送迎バス運行管理業務委託契約書第8条の規定により  
業務完了報告書を提出します。